
5 5 0 4 . 機用品蔵入承認申請 事項登録

業務コード	内 容
C T A	機用品蔵入承認申請事項登録

1. 業務概要

「機用品蔵入承認申請（CTC）」業務に先立ち、機用品蔵入承認申請を行う単位に機用品蔵入承認申請事項を登録する。登録した機用品蔵入承認申請事項は、CTC業務までの間任意に訂正できる。本業務は税関の開庁時間にかかわらず行うことができる。

なお、登録された機用品蔵入承認申請事項はCTC業務が行われない場合は、一定期間経過後システムから削除される。

2. 入力者

通関業

3. 制限事項

機用品品名コードの入力は100欄以下であること。

貨物の総重量は1000トン未満であること。

邦貨換算後のインボイス価格は100億円未満であること。

4. 入力条件

(1) 入力者チェック

システムに登録されている利用者であること。

保税蔵置場は、入力者の営業区域内であること。

機用品蔵入承認申請事項の訂正の場合は、機用品蔵入承認DBに登録されている事項登録を行った入力者と同一の利用者であること。

(2) 入力項目チェック

(A) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(B) 項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(3) 機用品蔵入承認DBチェック

機用品蔵入承認申請事項の訂正の場合は、以下のチェックを行う。

入力された機用品蔵入承認申請番号に対する機用品蔵入承認情報が存在すること。

既に機用品蔵入承認申請されていないこと。

(4) 輸入貨物情報DBチェック

(A) 入力されたAWB番号に対する輸入貨物情報が存在すること。

(B) ULDでないこと。

(C) MAWBでないこと。

(D) 一般仮陸揚貨物でないこと。

(E) 仮・仮貨物でないこと。

(F) 一カ所の保税蔵置場に全量蔵置されていること。

(G) 突合済であること。

(H) スプリット貨物の場合は、全量到着済であること。

(I) 他所蔵置場所に蔵置中でないこと。

(J) 以下の税関手続きがされていないこと。

他の輸入申告等がされていないこと。

「許可・承認等情報登録(輸入)(P C H)」業務による以下の登録

「廃棄届受理」

「滅却承認」

「亡失届受理」

「保税運送承認」

「税関内収容」

「現場収容」

「登録情報削除容認」

「手作業移行」

「許可・承認等情報登録(輸入通関)(P A I)」業務による許可・承認登録

「許可・承認等情報登録(監視)(P A K)」業務による以下の登録

「外貨機用品積込承認(個別)」

「外貨船用品積込承認」

「別送品輸入許可」

(K) 積戻し貨物としての仕分けまたは仕合せがされていないこと。

(L) 輸入貨物情報 D B に登録されている貨物が蔵置されている蔵置場からの保税運送申告がされていないこと。

(M) 仕分けの親となっていないこと。

(N) 貨物取扱許可申請中または見本持出許可申請中でないこと。

(O) 訂正保留中でないこと。

(P) 輸入貨物情報 D B に登録されている以下の内容に不明なものがないこと。

積載機名 1

積載機名 2

入港年月日

取卸港コード

(Q) 「運送先」欄に入力がある場合は、輸入貨物情報 D B に登録されている貨物が蔵置されている蔵置場と同一でないこと。

(R) H A W B の場合は、不突合(オーバー)となっていないこと。

(S) H A W B の場合は、処理対象となる保税蔵置場が「混載貨物確認情報登録(H P K)」業務を省略可能な保税蔵置場でないこと。

(5) 保税蔵置場チェック

「運送先」欄に入力がある場合は、入力された運送先が在庫管理可能な保税蔵置場であること。

「運送先」欄に入力がない場合は、輸入貨物情報 D B に登録されている保税蔵置場が在庫管理可能な蔵置場であること。

(6) 国内用輸出入者 D B チェック

入力された輸入者に対する輸出入者情報が存在すること。

(7) 機用品在庫 D B チェック

入力された輸入者、機用品品名コード、運送先または輸入貨物情報 D B に登録されている保税蔵置場に対する機用品在庫情報が存在すること。

「機用品関連情報登録(C R S 0 1)」業務により機用品蔵入承認となる旨の登録がされていること。

C R S 0 1 業務による譲渡(自社管理機用品)の旨の登録がされていないこと。

(8) 機用品品名DBチェック

入力された機用品品名コードに対する機用品品名情報が存在すること。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合に処理結果コード「00000-0000-0000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、「00000-0000-0000」以外の処理結果コードを設定の上、処理結果通知出力処理を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

(2) あて先官署決定処理

(A) 「あて先官署」欄に入力がある場合は、入力された申告官署とする。

(B) 「あて先官署」欄に入力がない場合は、以下の順で決定する。

入力者が認定通関業者の場合で、輸入貨物情報DBに登録されている保税蔵置場の管轄税関官署に認定通関業者用申告官署に変換を行う旨が登録されており、かつ、入力者について認定通関業者用申告官署がシステム登録されている場合は、登録されている認定通関業者用申告官署とする。

— 入力者について申告官署がシステムに登録されている場合は、登録されている申告官署とする。

— 輸入貨物情報DBに登録されている保税蔵置場を管轄する申告官署とする。

(3) あて先部門決定処理

入力された大額・少額識別に基づき、あて先部門を決定する。

ただし、あて先部門に入力がある場合は、入力された部門とする。

(4) 邦貨換算処理

インボイス通貨コードに入力された通貨コードが「JPY」以外の場合は、入力された通貨コードにより本業務の入力日における換算レートを適用し、以下の換算式で邦貨換算処理を行う。

入力金額×適用レート(円位未満を切り捨て)

(5) 重量算出処理

入力された個数に、入力された機用品品名コード毎の単位重量を乗じて、重量を算出する。

(6) 課税価格算出処理

(A) 航空会社用総金額算出処理

(a) 「航空会社用単価^{*1}×入力個数」を機用品品名コード毎に算出し、機用品品目価格を算出する。ただし、円位未満を切り捨て後「0」円の場合は、「1」円とする。

(* 1) 機用品在庫DBに登録されている機用品品名コード毎の航空会社用単価

(b) 機用品品目価格の合計を航空会社用総金額とする。

(B) 課税価格算出処理

(a) インボイス価格条件が「FOB」の場合

$$\frac{\text{機用品品目価格} \times (\text{インボイス価格}^{*2} + \text{運賃}^{*3})^{*4}}{\text{航空会社用総金額}}$$
を課税価格^{*4}とする。

(* 2) 邦貨換算後のインボイス価格

(* 3) 税関長公示額における「通常要すると認められる運賃及び保険料の額」に示される計算式に基づき、運賃特例自動計算適用管理DBに登録されている「FOB価格」の価格帯に応じた運賃計算式により算出された金額。

(* 4) 円位未満切り捨て

(b) インボイス価格条件が「C&F」または「CIF」の場合

$$\frac{\text{機用品品目価格} \times \text{インボイス価格}^{*2}}{\text{航空会社用総金額}}$$
を課税価格^{*4}とする。

(7) 機用品蔵入承認申請番号払出し処理

機用品蔵入承認申請事項の登録を受け付けた場合は、機用品蔵入承認申請番号を払い出す。ただし、機用品蔵入承認申請事項の訂正の場合は、機用品蔵入承認申請番号を払い出さない。

(8) 機用品蔵入承認DB処理

入力内容を機用品蔵入承認DBに登録・更新する。

(9) 注意喚起メッセージ出力処理

注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。主たる例示を以下に示す。

輸入貨物情報DBに登録されている保税蔵置場に基づくあて先官署または入力者に係る認定通関業者用申告先官署と「あて先官署コード」欄に入力された税関官署コードに対応するあて先官署が異なる場合。

~~(9)~~ (10) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
機用品蔵入承認申請 入力控情報	なし	入力者